

市町村税徴収強化月間

いま一度ご自分の納付状況をご確認ください

問総合政策部税務課☎(57) 4 1 2 4・4 1 4 4

納税の公平と税収の確保を図るため、7月～8月を「市町村税徴収強化月間」として、栃木県との協働で、徴収強化を実施しています。

★一人ひとりが町を支える

皆様が納めた税金が町の行政サービスを支えています。納税しない人が増えると生活に必要な様々な事業が行えなくなります。



★自主的な納付を!!

町では、住民の皆様の自主的な納税を期待しています。納期限を過ぎても納付がない場合は、財産の滞納処分(差押・公売など)を行わなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのミラーズロックをすることもあります。滞納処分の必要がないように、皆様の自主的な納税をお願いします。

★町では税込確保に向け、次のような取り組みを行っています

納税相談：町税などを納期限内に納めることが難しい方の相談を受け付けています。

納税催告：納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査：滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対し調査を行います。

給与調査：滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分：不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取り立てを行います。

野木町ふるさと応援寄附金 推進事業協力事業者募集

問総合政策部政策課☎(57) 4 1 1 6

野木町ふるさと納税寄付者にお礼の品として贈呈する返礼品を提供する法人、団体又は個人事業者を募集します。

募集の要件

協力事業者及び返礼品については、次の要件にすべて適合するものとします。

(1) 協力事業者

① 原則、野木町内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること。

ただし、町長が特に認める場合を除く。

② 町税等の滞納がないこと。

③ 各法規等に沿った生産・製造・サービスの提供を行っていること。

④ 代表者等が野木町暴力団排除条例に規定する密接関係者でないこと。

⑤ 個人情報等の取り扱いを厳重に行えること。

(2) 返礼品

① 野木町のPRにつながる商品で、生産、製造、加工、販売、体験等のサービスがされているものであること。

② 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とします。

③ 食品に関しては、商品情報(使用原材料等)の開示をしていただきます。

募集期間

9月30日まで

※詳しくは野木町ホームページをご覧ください。



マイナンバーに関するお知らせ

問町民生活部住民課☎(57) 4 1 2 6

個人番号カードのお渡しは、役場開庁時間内ですが、平日来庁が困難な方のために、交付業務を行います。

☎ 7月31日(日) 9時～17時

町住民課

持参する物 カード交付の案内ハガキ・通知カード・住民基本台帳カード(お持ちの方)・本人確認書類